

## 第1章 計画の基本的考え方

---



## 第1節 計画の基本的事項

### 1. 計画改訂の趣旨

今日の環境問題は、ごみの増加、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、ヒートアイランド現象、自然の喪失といった身近な問題から、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、海洋汚染、熱帯雨林の破壊、森林資源の枯渇、砂漠化など地球的規模の問題に至るまで多岐にわたります。このような環境問題の多様化は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動や高度成長を経たライフスタイルの変化が原因と考えられ、特に地球環境問題については、生物多様性はもとより人類の存続をも脅かす恐れが指摘されています。

日々刻々と変化している社会や経済の状況を踏まえながら、未来の子どもたちのために、美しい地球と安全で快適な周辺環境を将来へ引き継いでいくことが、いま実践しなければならない大切なことです。

そのために、国では、具体的な指針として、環境基本法（平成5年）第15条に基づき「環境基本計画」が策定されました。さらに、平成24年4月に策定された「第四次環境基本計画」では、持続可能な社会を構築する上で、「安全」の確保を前提に「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することが目標として掲げられ、「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーション<sup>(※)</sup>の推進」、「国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進」および「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」を各分野に共通する重点分野と位置づけて取組を進めることが示されています。

本市では、平成9年9月に「上尾市環境基本条例」を制定し、平成10年3月に「上尾市環境基本計画」、平成22年3月に「第2次上尾市環境基本計画」を策定し、平成32年度を目標年次として望ましい環境像「自然と人が共生する エコタウン・あげお」の実現を目指して、環境の保全と創造のための施策に取り組んできました。

今回、東日本大震災以後の社会環境の変化や新たな課題に対応し、より現状に即した計画とするために「第2次上尾市環境基本計画（改訂版）」を策定し、環境の保全と創造に関する取組をより一層推進していきます。

(※)【グリーン・イノベーション】…革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の加速化・新技術の創出を行い、その研究開発成果の実利用・普及を強力に推進するために社会システムの転換を図り、これを通じて産業・社会活動の効率化、新産業の創造や国民生活の向上に資するものであり、我が国のみならず世界規模での環境と経済が両立した低炭素社会の構築に貢献するものとされている。



## 2. 計画の位置づけ

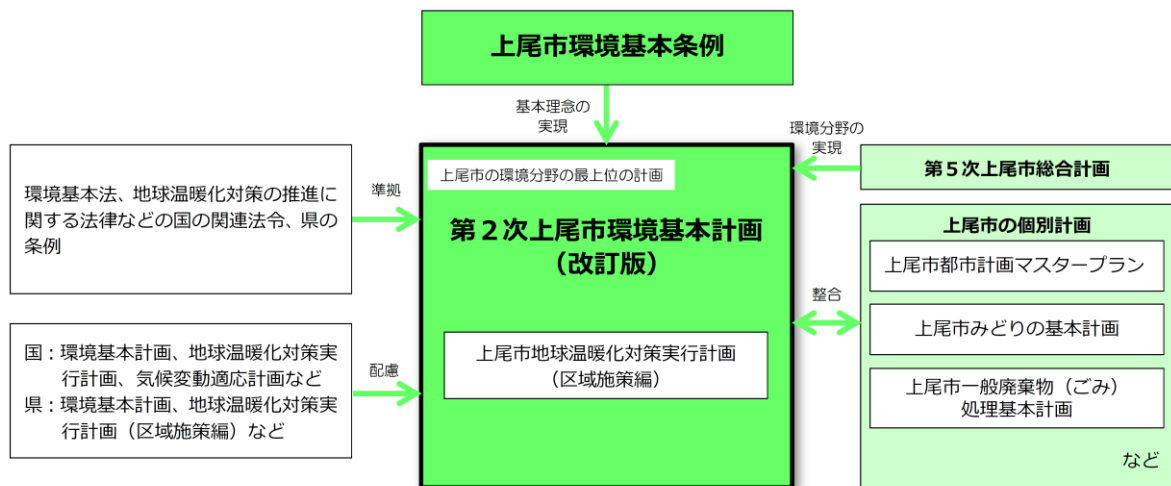
本計画は、上尾市環境基本条例第8条に基づき策定するもので、21世紀半ばを展望し、環境に関する市の施策の方向性を示すとともに、市民・事業者が環境保全に取り組むための指針を明示するものです。

本計画は、上尾市環境基本条例の基本理念と上尾市総合計画に示す本市の将来像を環境面から実現するための計画であり、市の環境関連計画においては最上位に位置づけられます。

本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮するとともに、市が策定するその他の環境に関連する計画や各種事業計画など、各施策の内容についても整合を図ります。

また、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第2項の規定に基づき、「上尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含した計画として位置づけます。

【図 1-1】第2次上尾市環境基本計画（改訂版）と関連法令・計画



### ○上尾市環境基本条例【計画策定の根拠 ※一部抜粋】

#### （環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、上尾市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
- (2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

### ○上尾市環境基本条例【3つの基本理念】

#### （基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な環境を享受する権利の実現を図るとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐ事を目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることにかんがみ、国際的な認識及び協力の下に推進されなければならない。

### 3. 対象とする範囲

本計画は、自然環境・生活環境など身近な分野のみならず地球環境も対象とし、本市に関わる環境問題の全てを対象とします。

|      |  |
|------|--|
| 自然環境 | 地形、地質、河川、池沼、生物、土地利用、緑 など                           |
| 生活環境 | 公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭など）、廃棄物、景観（まちなみ） など |
| 地球環境 | 地球温暖化問題、資源・エネルギー など                                |

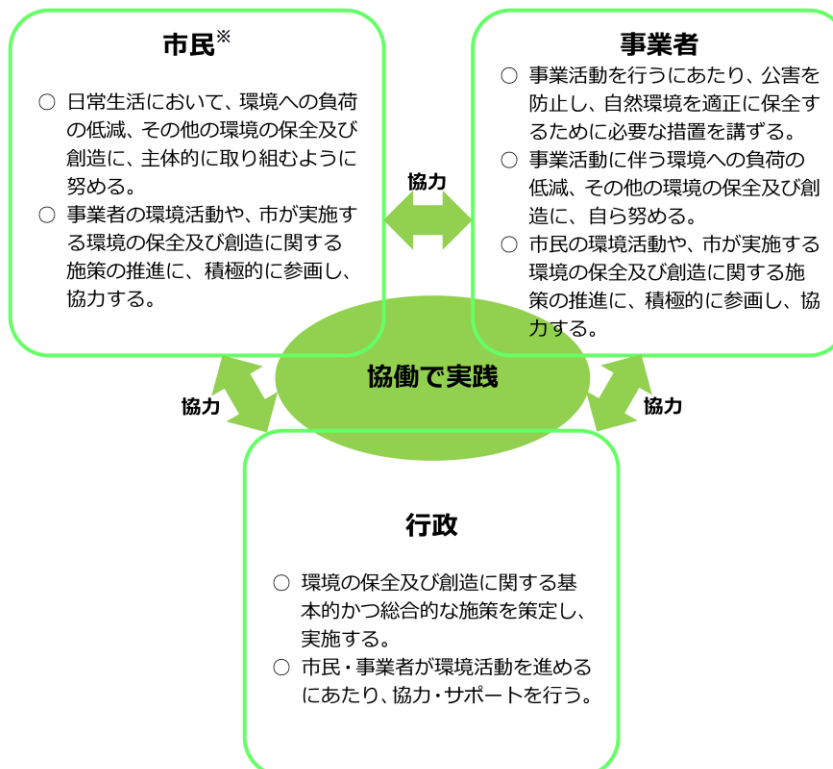
### 4. 計画の期間

本計画は、平成 22 年度を初年度とし、平成 32 年度を目標年次とします。ただし、環境を取り巻く社会経済情勢の変化や新しい科学的知見が得られた場合には柔軟かつ適切に対応するため、必要に応じて見直します。

### 5. 計画の推進主体

本計画に示す望ましい環境像を実現するためには、計画の推進主体である市民・事業者・行政が、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を協働で実践していくことが求められます。

【図 1-2】市民・事業者・行政の協働による推進



※上尾市環境基本条例第4条～第6条より抜粋・要約  
※市民には、NPO法人等の市民団体を含みます。

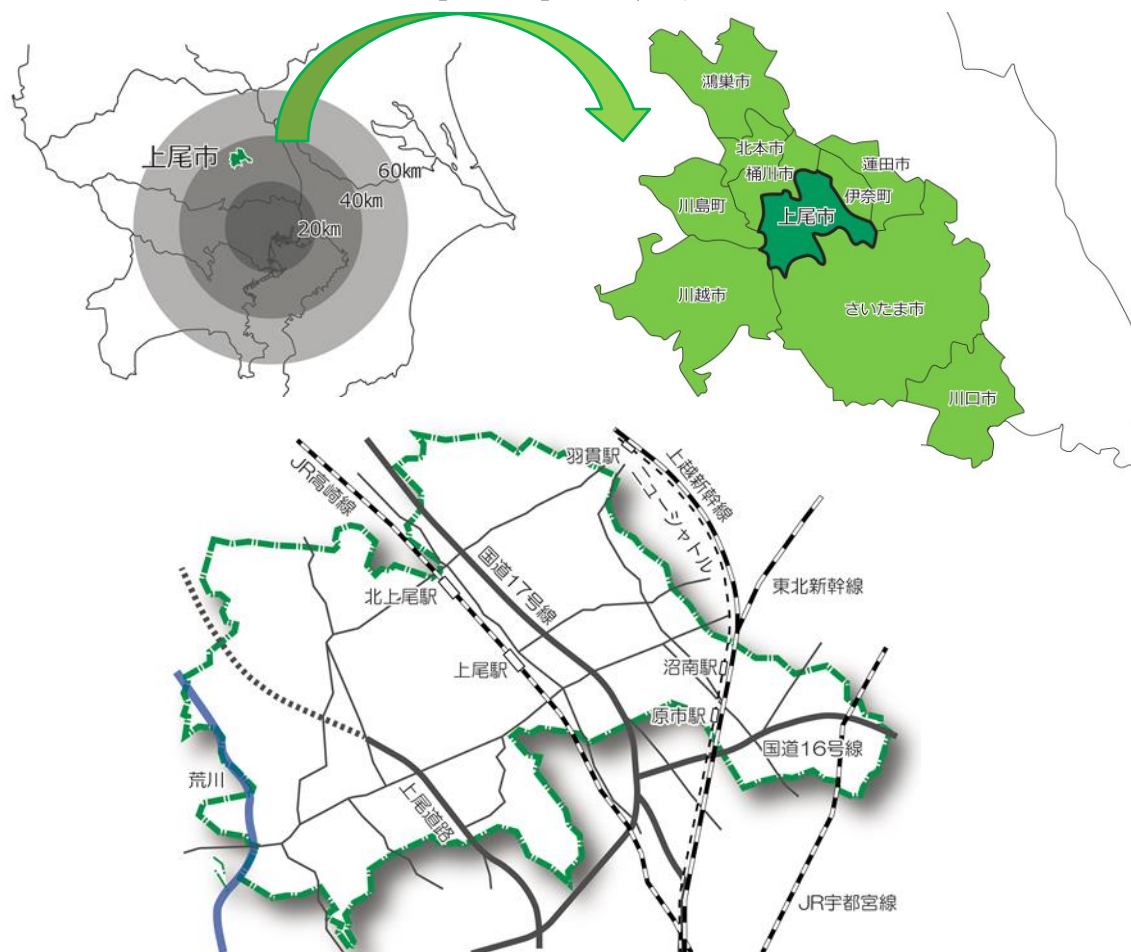


## 第2節 上尾市の概要

### 1. 位置

本市は、首都東京から 35km の距離にあり、埼玉県の南東部に位置しています。東は伊奈町と蓮田市に、南はさいたま市に、西は川越市と川島町に、北は桶川市と隣接しています。東西 10.48km、南北 9.32km の大きさで、面積は 45.51km<sup>2</sup> です。

【図 1-3】 上尾市の位置



### 2. 地勢

本市は大宮台地に位置し、市の東側には原市沼川と綾瀬川、西側には荒川、中心部には市を三分割するように芝川と鴨川が流れ、標高 15m 程度の平坦な地形となっています。

昭和 30 年の 3 町 3 村の合併、昭和 33 年の市制施行で上尾市が誕生し、地理的条件の良さに国の高度経済成長政策も加わり、田園都市から工業都市、そして住宅都市へと変わりました。平成 27 年に埼玉県内の圏央道が全線開通し、新たな広域ネットワークの完成が近づいており、本市は今後のさらなる発展が期待されています。

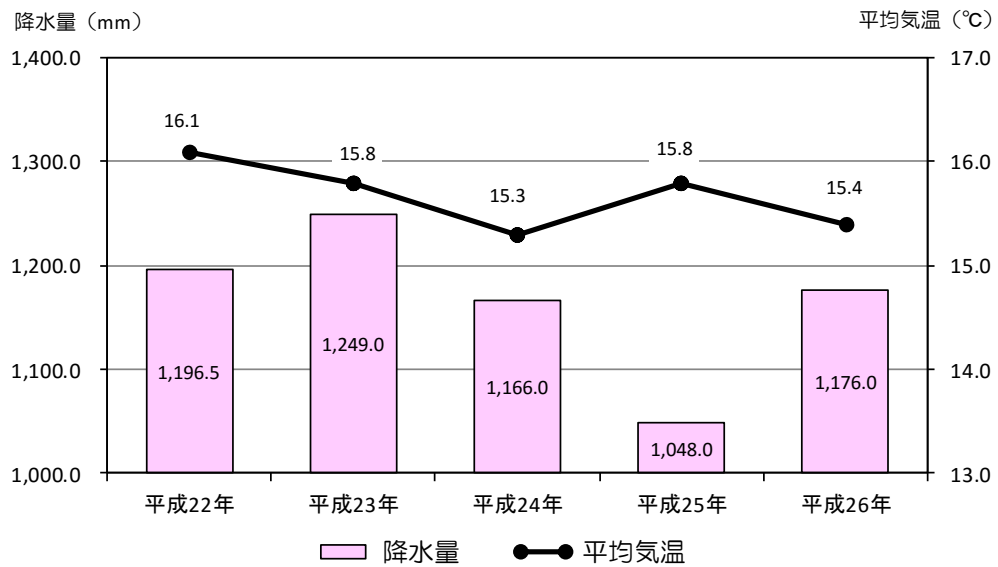
これまでの都市化に伴い農地や自然環境が減少してきましたが、市の東部・西部や河川沿いには、美しい自然の風景が残っています。

### 3. 気候

本市の気候は、夏は暑く湿潤であり冬は快晴が続き、降水量が比較的少ない、一年を通じて穏やかで過ごしやすい気候です。

平成 26 年の平均気温は 15.4 度、最高気温は 37.9 度、最低気温は -4.0 度であり、年間降水量は 1,176.0mm となっています。

【図 1-4】 平均気温と降水量の推移



出典：統計あげお平成 26 年版

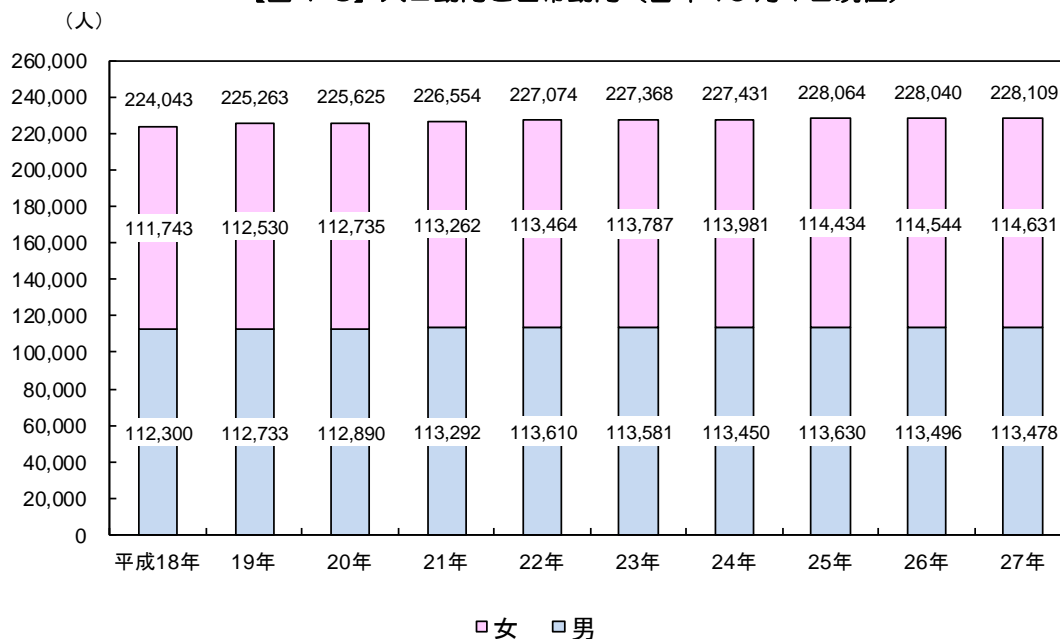


## 4. 人口・世帯数

本市の人口は、平成4年に20万人を突破し、その後も継続して人口は増加してきました。平成27年10月1日現在228,109人であり、近年は横ばいの傾向にあります。

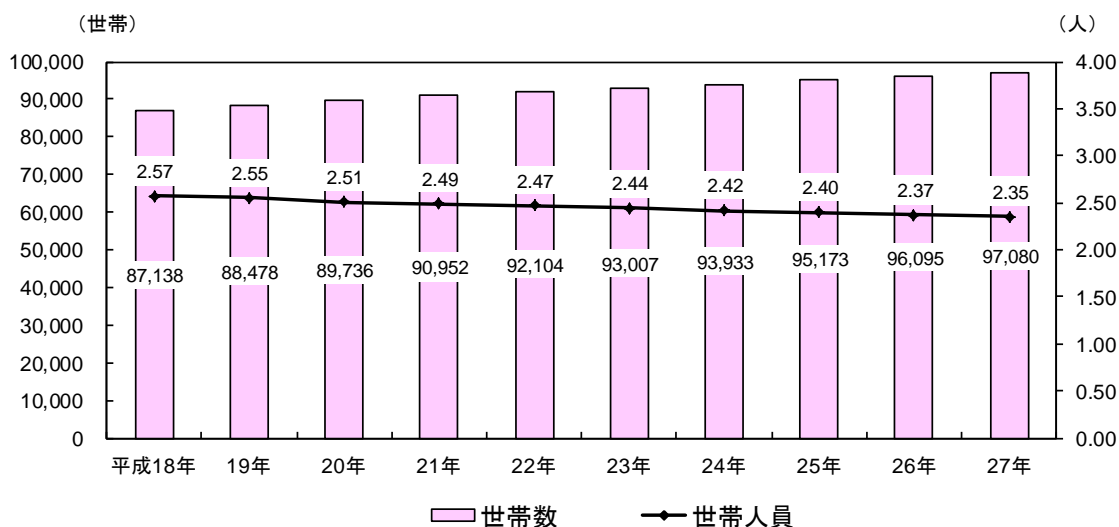
世帯数は平成27年10月1日現在97,080世帯、世帯人員は2.35人です。世帯数の増加と世帯人員の減少が続いており、核家族化の進行や単身世帯の増加傾向がみられます。

【図1-5】人口動向と世帯動向（各年10月1日現在）



出典：統計あげお平成26年版および平成27年度総務課統計

【図1-6】世帯数・世帯人員の推移（各年10月1日現在）



出典：統計あげお平成26年版および平成27年度総務課統計

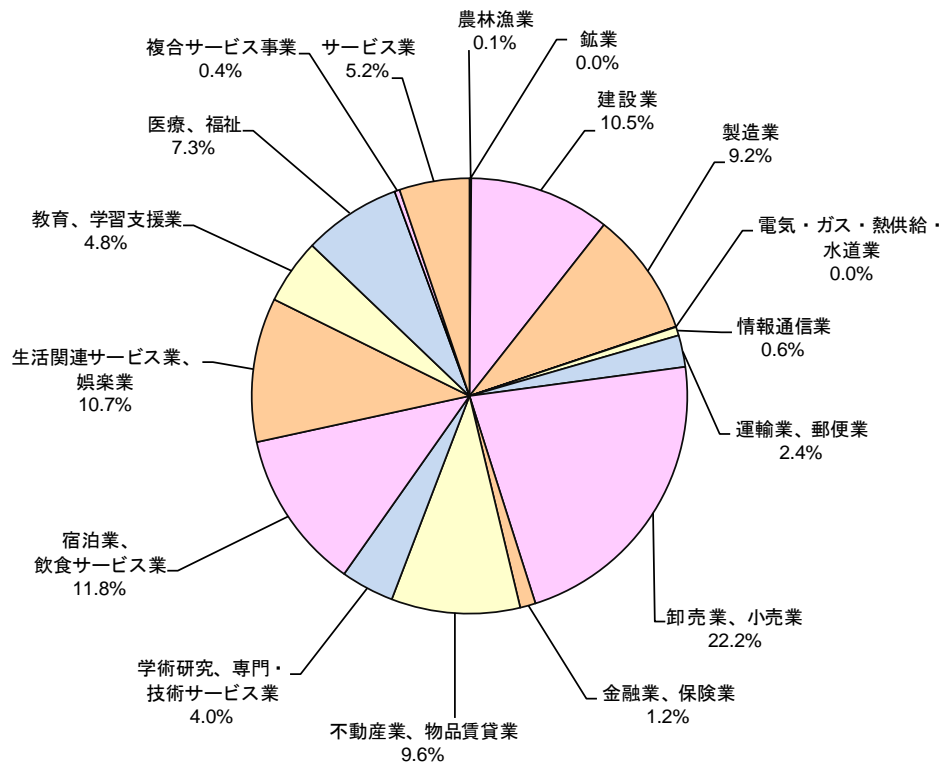


## 5. 産業

本市の産業別事業所数は、平成 24 年の時点で、第一次産業が 8 件 (0.1%)、第二次産業が 1,231 件 (19.7%)、第三次産業が 5,007 件 (80.2%) であり、産業種別では、「卸売・小売業」が 1,389 件 (22.2%)、「宿泊業、飲食サービス業」が 739 件 (11.8%)、「生活関連サービス業、娯楽業」が 669 件 (10.7%) と、第三次産業の 3 業種で全体の 4 割以上を占めています。続いて、第二次産業の「建設業」が 654 件 (10.5%)、「製造業」が 577 件 (9.2%) で多くなっています。

従業者数については、第一次産業が 186 人 (0.3%)、第二次産業が 18,092 人 (27.2%)、第三次産業が 48,247 人 (72.5%) です。産業種別では、「卸売・小売業」が 14,955 人 (22.5%) で最も多く、次いで「製造業」が 12,990 人 (19.5%)、「医療、福祉」が 7,618 人 (11.5%)、「宿泊業、飲食サービス業」が 5,723 人 (8.6%)、「建設業」が 5,102 人 (7.7%) となっています。

【図 1-7】 産業別事業所数 (平成 24 年)

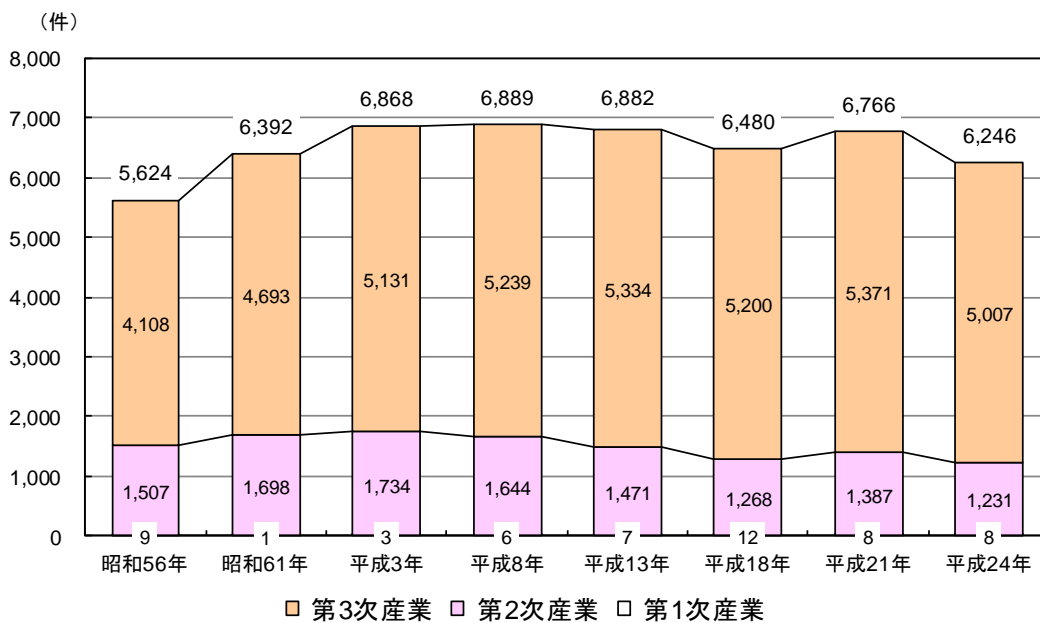


出典：統計あげお平成 26 年版



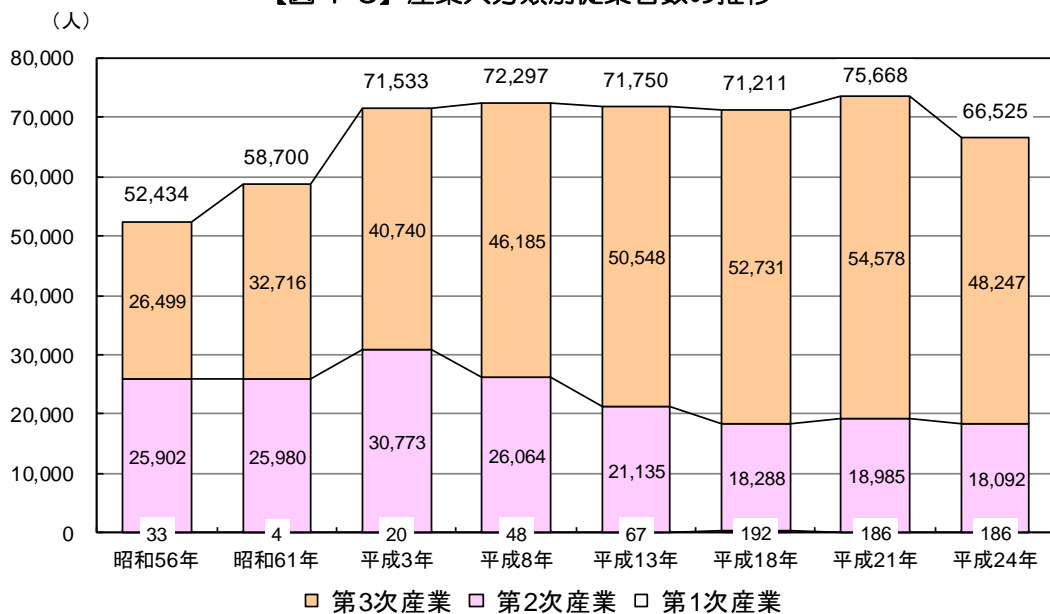


【図 1-8】 産業大分類別事業所数の推移



出典：統計あげお平成 26 年版

【図 1-9】 産業大分類別従業者数の推移



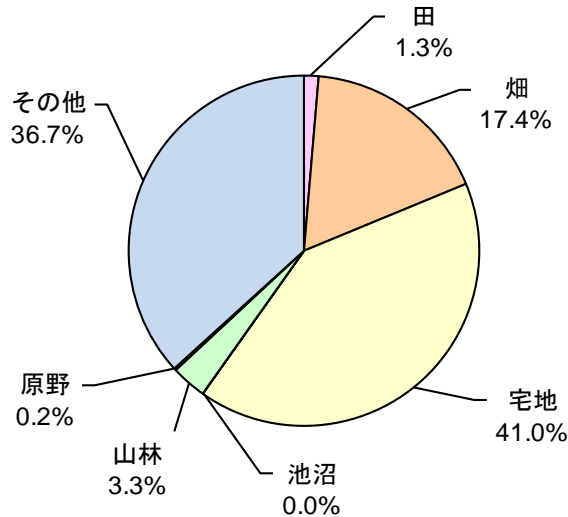
出典：統計あげお平成 26 年版

## 6. 土地利用

本市の地目別面積は、平成 26 年 1 月 1 日現在、宅地が最も多く、次いで畑となっています。

本市の総面積のうち、市街化区域は 2,521ha であり、市街化調整区域は 2,034ha となっています。また、用途地域のうち、第一種低層住居専用地域が最も多く、次いで第一種住居地域、第二種住居地域、第一種中高層住居専用地域となっています。

【図 1-10】地目別構成（平成 26 年 1 月 1 日現在）



出典：統計あげお平成 26 年版

【表 1-1】都市計画土地利用面積（平成 27 年 3 月 31 日現在）

| 土地利用の種類      | 面積 (ha) | 構成比 (%) |
|--------------|---------|---------|
| 都市計画区域       | 4,555   | 100.0   |
| 市街化区域        | 2,521   | 55.3    |
| 市街化調整区域      | 2,034   | 44.7    |
| 用途地域         | 2,495.9 | 100.0   |
| 第一種低層住居専用地域  | 865.7   | 34.6    |
| 第二種低層住居専用地域  | 12.7    | 0.5     |
| 第一種中高層住居専用地域 | 264.2   | 10.6    |
| 第二種中高層住居専用地域 | 57.4    | 2.3     |
| 第一種住居地域      | 371.2   | 14.9    |
| 第二種住居地域      | 288.7   | 11.6    |
| 準住居地域        | 106.3   | 4.3     |
| 近隣商業地域       | 19.0    | 0.8     |
| 商業地域         | 42.3    | 1.7     |
| 準工業地域        | 228.3   | 9.1     |
| 工業地域         | 219.7   | 8.8     |
| 工業専用地域       | 20.4    | 0.8     |

※都市計画区域の面積は、国土地理院公表の面積とは異なります。

※用途地域最終変更 平成 27 年 3 月 27 日

出典：統計あげお平成 26 年版





## 第3節 環境政策と社会情勢の変化

### 1. 低炭素社会への対応

#### (1) 国のエネルギー政策・温室効果ガス排出量削減目標への対応

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災と福島第一原子力発電所事故により、我が国のエネルギー政策は、大規模な調整を求められる事態に直面することとなりました。原子力発電所が停止した結果、原子力を代替するための電源として、天然ガス・石炭等の化石燃料を使用する火力発電所に依存する割合が震災前の 6 割から 9 割に急増し、それに伴い温室効果ガス排出量も増加しています。

政府は、平成 26 年に第 4 次となる「エネルギー基本計画」を閣議決定し、「安全性」、「安定供給」、「効率性」および「環境への適合」を図ることなどを基本的方針に掲げました。その後、平成 27 年 4 月には、総合資源エネルギー調査会の長期エネルギー需給見通し小委員会において、2030（平成 42）年度の電源構成（エネルギーミックス）目標として、「徹底した省エネルギーの推進を前提に、再生可能エネルギーは 22～24%、原子力は 20～22%等の電源構成」が示され、同年 7 月に決定しました。これに基づき、政府は「温室効果ガスを 2030 年度に 2013 年度比で 26.0%削減（2005 年度比で 25.4%削減）」とする約束草案（政府原案）をとりまとめ、同年 12 月にパリで開催された COP21（第 21 回締約国会議）において、国際的に合意されました。

将来のエネルギー需給については、原子力発電所の再稼働の是非など解決すべき問題もあり流動的な状況にありますが、これらの国の方針を踏まえて、本市から排出される CO<sub>2</sub> 排出量の削減目標を設定するとともに、引き続き、「再生可能エネルギーの活用」「効率的なエネルギー需給システムへの転換」および「省エネルギーの一層の拡充」を進めていく必要があります。

#### (2) 再生可能エネルギーの導入拡大

平成 24 年 7 月の「固定価格買取制度」の開始を契機に、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの利用が急速に普及しており、機器についても技術革新によりエネルギー変換効率の向上や設置コストの低減などが進んでいます。

再生可能エネルギーの活用は、CO<sub>2</sub> 排出量の抑制に加えて、災害時における自立分散型の緊急用電源としての利用価値も高いことから、災害に強いまちづくりを進めるうえでもより一層の導入拡大が求められています。

#### (3) 設備・機器の更新や建物の省エネルギー化による CO<sub>2</sub> 排出量の削減

東日本大震災の発生後、一連のエネルギー需給をめぐる問題のなかで、市民や事業者の省エネルギーに対する行動様式は大きく変化し、節電等の取組は「努力の対象」から「日常的な習慣」へと移行、定着しつつあります。

このような背景を踏まえて、CO<sub>2</sub> 排出量の削減にあたっては、これまで行われてきた節電等の省エネルギー行動の実践に加えて、家電機器や冷暖房・給湯機器等のよりエネルギー利用効率の高い機器への更新や導入、建物の断熱化といった削減効果の高い取組を普及・啓発させていく必要があります。

#### (4) 低炭素なまちづくりへの対応

これまでのCO<sub>2</sub>排出量削減対策は、市民や事業者による自主的な省エネルギー行動を促進する施策が主眼でしたが、これらの取組行動は一行動当たりの削減量が低く、これまで以上の市民や事業者による自主的な取組行動の促進を図ったとしても、CO<sub>2</sub>排出量の大幅な削減は難しいのが現状です。

そのため、省エネルギー建物への更新、市街地整備を契機とした再生可能エネルギーの導入促進および市民・事業者との連携による都市緑化の推進などを進め、まち自体がCO<sub>2</sub>を排出しにくい低炭素型のまちへと転換を図っていく必要があります。

#### (5) 地球温暖化への適応策の推進

IPCC 第5次評価報告書では、「世界平均気温の上昇に伴って、ほとんどの陸上で極端な高温の頻度が増加することはほぼ確実であり、中緯度の大陸のほとんどと湿潤な熱帯域において、今世紀末までに極端な降水がより強く、頻繁となる可能性が非常に高い」と指摘されています。

こうした地球温暖化の影響と考えられるゲリラ豪雨の増加や熱中症搬送者数の増加など、温暖化の影響と考えられる現象が既に現れています。

そのため、温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」とともに、既に生じている温暖化による影響に適切に対応する「適応策」に積極的に取り組むことが必要となっています。

具体的な適応策を考え、実施するには、環境分野のみの視点だけでなく、防災や福祉、社会・経済など総合的なまちづくりの視点から対応していく必要があります。

## 2. 循環型社会形成への対応

循環型社会形成推進基本法に基づき、容器包装リサイクル法から小型家電リサイクル法に至るまで、資源の有効利用を図るための法令が整備されてきたところですが、平成25年に閣議決定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」において、廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目した循環型社会の形成への対応が明記されました。

「第三次循環型社会形成推進基本計画」においては、リサイクルに比べ取組が遅れている2R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築を基本的方向の一つに掲げていることから、国の方針に則り、より一層の廃棄物の発生抑制と再利用に向けた取組の充実を図る必要があります。

## 3. 生物多様性への対応

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる「自然と共生する社会」を実現することを目的に「生物多様性基本法」が平成20年に施行されました。

また、平成24年に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」では、「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる」ことを基本理念に、おおむね2020年までに重点的に取り組むべき施策の大きな方向性として、「生物多様性を社会に浸透させ





る」「地域における人と自然の関係を見直し・再構築する」「森・里・川・海のつながりを確保する」「地球規模の視野を持って行動する」および「科学的基盤を強化し、政策に結びつける」の5つの基本戦略が提示されています。

この国の方向性を踏まえ、本市としては、市内に残された貴重な自然を次の世代に引き継ぐために、「知る」「守る」「育てる」ことに主眼をおき、生物多様性に配慮した施策を展開する必要があります。

## 第4節 中間見直しにおける課題の整理

### 1. 第2次上尾市環境基本計画の進捗状況

策定後5年が経過した「第2次上尾市環境基本計画」について、基本目標が達成され、望ましい環境像である「自然と人が共生する エコタウン・あげお」へと繋がっているか、進捗評価を実施しました。

#### (1) 評価方法

評価は、「成果指標」である環境状態（現況調査等により把握した統計的数値）、満足度（市民・事業者アンケートにより把握した市民の環境の状態への満足度）、環境向上点（「満足度」の前回調査からの増減ポイント）と、「参考となる指標」としての施策実施率（施策の実施状況調査により把握した市の取組の実施率）を用いながら、A～Cの3段階評価で行いました。

3段階評価の判断基準      A：良好      B：部分的に良好      C：要改善

#### (2) 進捗評価結果

全体的にみると、A評価が多い結果となり、全ての取組で改善に向かっており、市民の満足度も前回の調査結果から全ての項目で向上していることから、現行の取組は妥当であり、中間見直し後も継続して取組を実施することが必要です。

ただし、B評価となった取組を中心に、取組項目の再編、取組内容の見直しや拡充などの検討を行い、取組内容の充実・強化を図っていく必要があります。

| 基本目標          | 項目別方針                       | 取組方針            | 評価 | 進捗評価結果  |
|---------------|-----------------------------|-----------------|----|---|
| (1) やすらぎのあるまち | 1-1<br>自然を守り<br>育てるまち       | <1> 今ある自然の保護・保全 | B  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・動植物の生息・生育空間である緑地・樹林地の保全の取組を進めており、市民の満足度が計画策定時より向上するなど、一定の取組成果を得ています。</li> <li>・生物多様性の保全に対する取組内容の拡充を図る必要があります。</li> <li>・環境保全活動への市民の参加率を高めていく必要があります。</li> </ul> |
|               |                             | <2> 自然とのふれあいの促進 | A  |   |
|               | 1-2<br>水辺や緑が<br>身近にある<br>まち | <3> 緑化の推進       | A  |   |
|               |                             | <4> 水辺環境の保全・整備  | A  |   |
|               |                             | <5> 公園の整備       | B  |   |
|               |                             | <6> 農地保全・活用     | A  |   |





| 基本目標                 | 項目別方針           | 取組方針               | 評価                            | 進捗評価結果  |
|----------------------|-----------------|--------------------|-------------------------------|---|
| (2) 清らかで安全なまちに       | 2-1 公害のないまち     | <7> 大気汚染の防止        | B                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令により定められた環境基準を概ね達成しており、市民の満足度が計画策定時より向上するなど、一定の成果を得ています。</li> <li>・「大気汚染の防止」については、環境基準を満たしていない光化学オキシダント対策を強化するとともに、継続した取組が必要です。</li> </ul>   |
|                      |                 | <8> 水質汚濁の防止        | A                             |   |
|                      |                 | <9> 騒音・振動の防止       | A                             |   |
|                      |                 | <10> 悪臭の防止         | A                             |   |
|                      |                 | <11> 地盤沈下の防止       | A                             |   |
|                      |                 | <12> 地下水・土壌汚染の防止   | A                             |   |
|                      |                 | <13> 新たな公害の未然防止    | A                             |   |
|                      | 2-2 美しいまち       | <14> ごみ散乱対策の強化     | A                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ散乱対策として、定期パトロールによる監視やポイ捨て防止に係る啓発活動を中心に取組を実施しており、市民の満足度も高い結果となっています。</li> <li>・景観の保全・整備に向けて、埼玉県景観条例に基づく指導のほか、電線類の地中化などの取組を実施しており、市民の満足度も高い結果となっています。</li> <li>・市民・事業者が望む市の環境政策への意向に「ごみの不法投棄対策」、「まちの美化推進」が上位にあがっていることから、取組内容の拡充を図りながら、継続した取組が必要です。</li> </ul> |
|                      |                 | <15> 景観の保全・整備      | A                             |   |
|                      | (3) 次世代を思いやるまちに | 3-1 資源を大切に<br>するまち | <16> 発生抑制を中心とした3R（スリー・アール）の推進 | B   |
| <17> 省資源・省エネルギーの推進   |                 |                    | B                             |   |
| <18> 歩行・自転車利用促進      |                 |                    | A                             |   |
| <19> 水資源の有効活用        |                 |                    | A                             |   |
| 3-2 環境のために<br>行動するまち |                 | <20> 環境に関する生涯学習の推進 | A                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境問題学習会や自然観察会等の普及・啓発イベントをはじめとする取組を実施していますが、市民の参加率は低くなっています。</li> <li>・環境活動については、より多くの市民・事業者の参加を促進するための取組内容の見直し、工夫が必要です。</li> </ul>  |
|                      |                 | <21> 環境保全型の施設整備    | A                             |   |
|                      |                 | <22> コミュニティ活動の促進   | B                             |   |
|                      |                 | <23> 地球市民としての行動    | B                             |   |



## 2. 中間見直しに伴う市民・事業者アンケートの結果

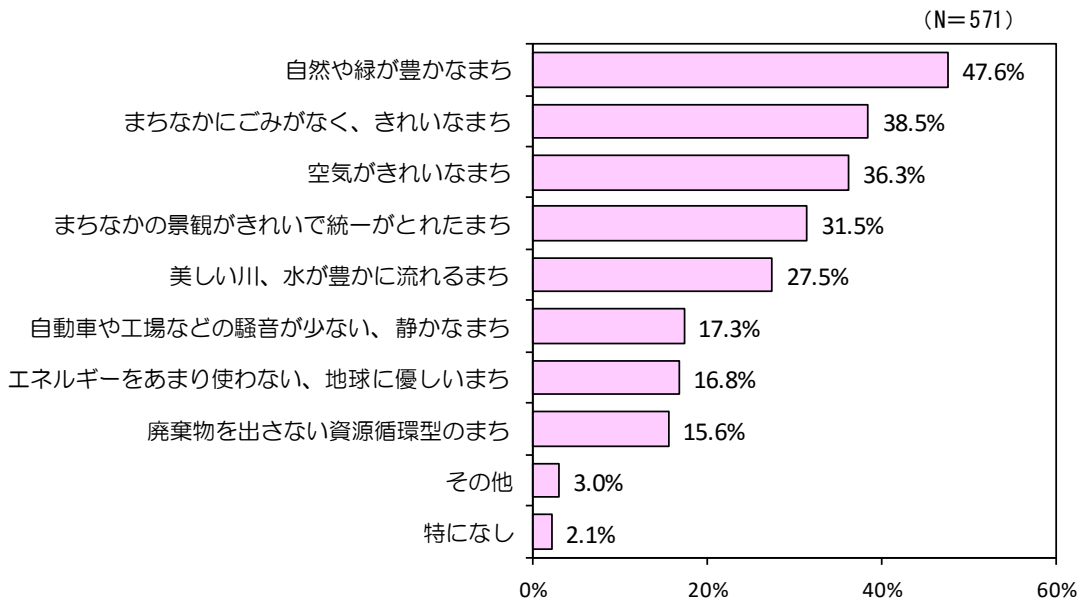
「第2次上尾市環境基本計画」の見直しにあたり、本市の環境に対する現状認識、日常生活における環境保全行動、市の環境施策に対する意向などについて、市民・事業者アンケート調査を実施しました。

### (1) 市民が考える市の環境のあるべき姿

市民が考える本市の環境の将来あるべき姿については、「自然や緑が豊かなまち」(47.6%)が最も多く、次いで「まちなかにごみがなく、きれいなまち」(38.5%)、「空気がきれいなまち」(36.3%)となっています。

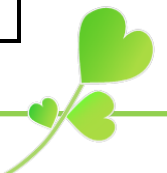
平成20年に実施した市民アンケート調査結果との比較では、上位3位までの回答に変動がないことから、「自然や緑が豊かなまち」、「まちなかにごみがなく、きれいなまち」、「空気がきれいなまち」を市民が望んでいることが分かります。

【図 1-11】上尾市の環境の将来あるべき姿【市民アンケート】



【表 1-2】上尾市の環境の将来あるべき姿に対する意識の変化【市民アンケート】

| 前回調査結果 (平成 20 年)       | 今回調査結果 (平成 26 年)       |
|------------------------|------------------------|
| 自然や緑が豊かなまち             | 自然や緑が豊かなまち             |
| まちなかにごみがなく、きれいなまち      | まちなかにごみがなく、きれいなまち      |
| 空気がきれいなまち              | 空気がきれいなまち              |
| 美しい川、水が豊かに流れるまち        | まちなかの景観がきれいで統一がとれたまち   |
| まちなかの景観がきれいで統一がとれたまち   | 美しい川、水が豊かに流れるまち        |
| 廃棄物を出さない資源循環型のまち       | 自動車や工場などの騒音が少ない、静かなまち  |
| エネルギーをあまり使わない、地球に優しいまち | エネルギーをあまり使わない、地球に優しいまち |
| 自動車や工場などの騒音が少ない、静かなまち  | 廃棄物を出さない資源循環型のまち       |



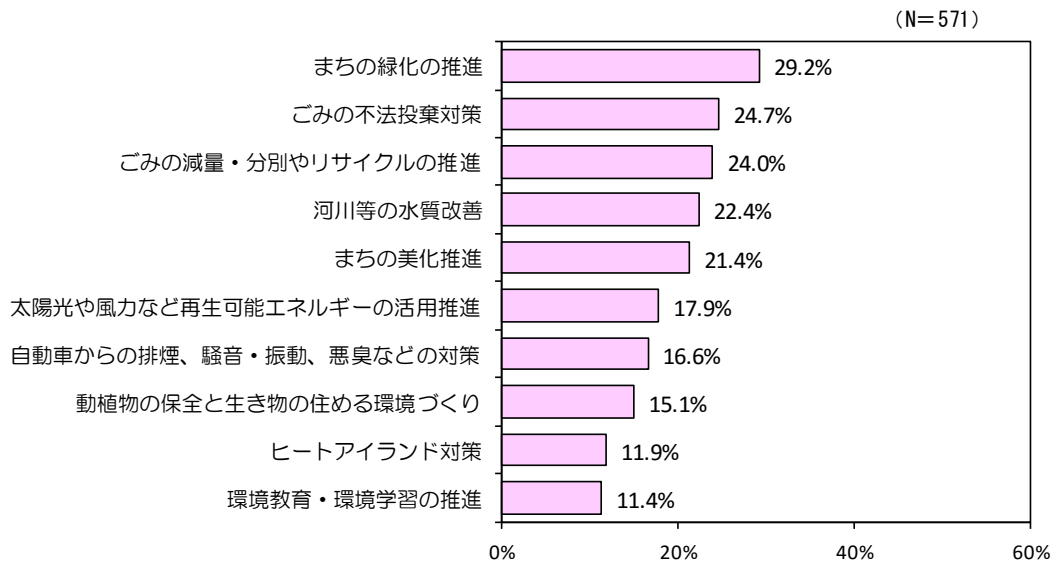


## (2) 市が重点的に取り組むべきと考える環境施策

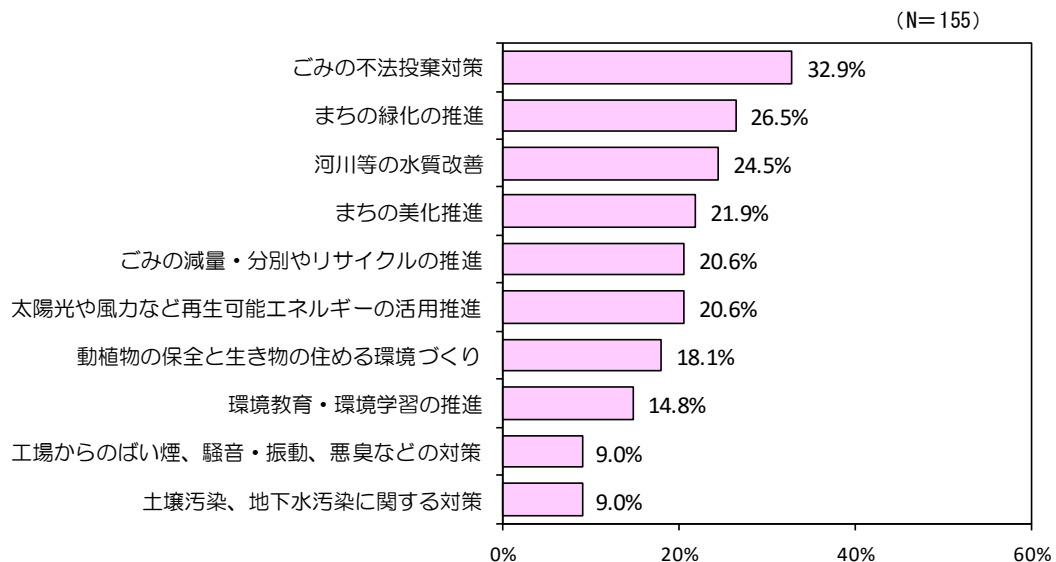
市民が考える本市が今後重点的に取り組むべき環境施策は、「まちの緑化の推進」(29.2%) が最も多く、次いで「ごみの不法投棄対策」(24.7%)、「ごみの減量・分別やりサイクルの推進」(24.0%) となっています。

また、事業者では、「ごみの不法投棄対策」(32.9%) が最も多く、次いで「まちの緑化の推進」(26.5%)、「河川等の水質改善」(24.5%) となっています。

【図 1-12】上尾市が重点的に取り組むべき環境施策(上位 10 位回答)【市民アンケート】



【図 1-13】上尾市が重点的に取り組むべき環境施策(上位 10 位回答)【事業者アンケート】



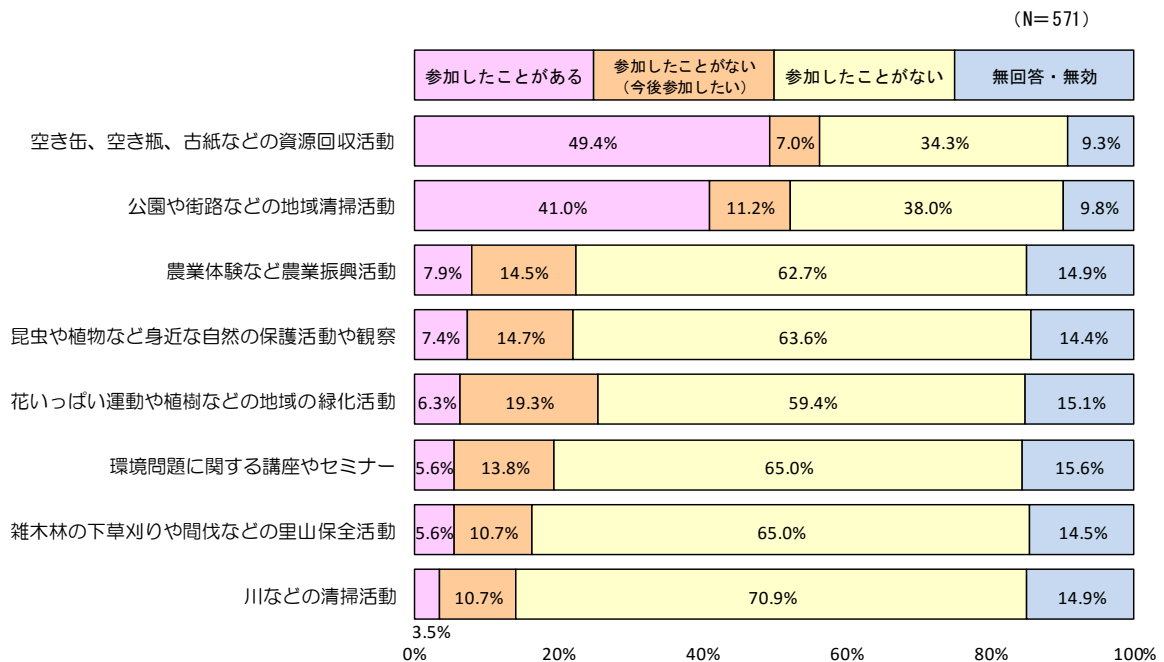
### (3) 地域の環境活動への参加状況

市民の地域の環境活動への参加については、「空き缶、空き瓶、古紙などの資源回収活動」(49.4%) が最も参加率が高く、次いで「公園や街路などの地域清掃活動」(41.0%)、「農業体験など農業振興活動」(7.9%) となっています。

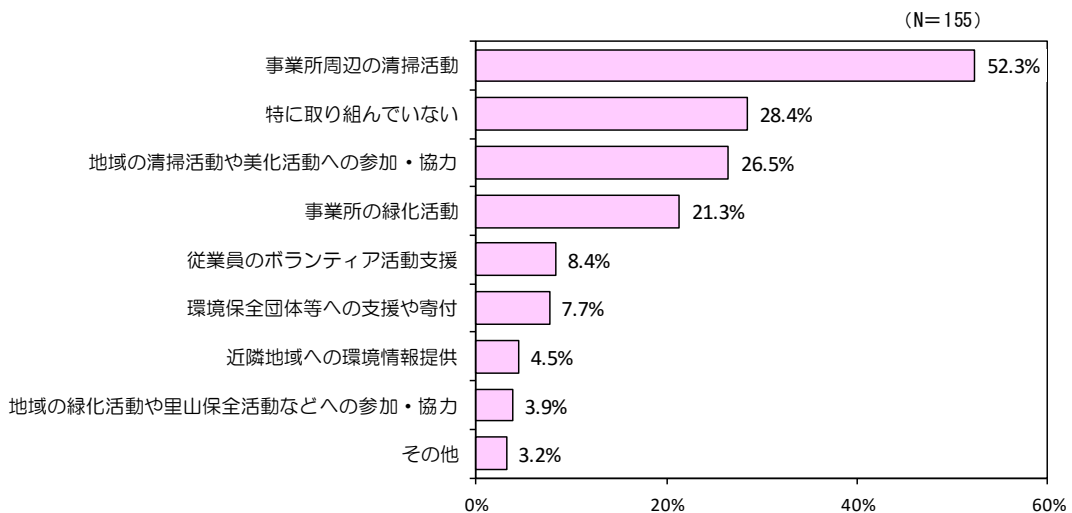
また、事業者では「事業所周辺の清掃活動」(52.3%) が最も多く、次いで「特に取り組んでいない」(28.4%)、「地域の清掃活動や美化活動への参加・協力」(26.5%) となっています。


本市が今後重点的に取り組むべきと考えている環境施策として、市民が「まちの緑化の推進」や「ごみの不法投棄対策」などを望む一方で、これらの環境改善に向けた環境活動への参加率は、市民・事業者ともに低いのが現状です。

【図 1-14】地域の活動への参加状況【市民アンケート】



【図 1-15】地域の活動への参加状況【事業者アンケート】





### 3. 市の環境を取り巻く課題

「第2次上尾市環境基本計画」の進捗評価結果および平成26年度に実施した市民・事業者アンケートの結果から、以下の点が課題として挙げられました。

#### (1) 市の環境状態における課題

自然環境については、「ふるさとの緑の景観地」の指定などを進めていますが、田・畑・山林などの自然的土地利用が減少するなど、現行計画策定時点よりも環境状態がやや低下しています。

生活環境については、大気、水質などのほとんどの生活環境分野における環境基準を達成しており、現行計画策定時点よりも改善の傾向にありますが、一部の河川の水質や光化学オキシダント<sup>(※)</sup>については、環境基準が未達成となっています。

地球環境については、市域からのCO<sub>2</sub>排出量は、2009（平成21）年以降は増加傾向にあり、特に家庭からの排出量の増加が顕著になっています。その背景としては、世帯数の増加や利便性・快適性を求めるライフスタイルへの変化などが挙げられます。

なお、平成26年度に実施した市民・事業者アンケートの結果、現在の市の環境状態に対する市民の満足度は、平成20年度の調査結果と比べて全ての項目で向上しており、現行計画の施策・取組が奏功しているといえます。

#### (2) 市民・事業者の環境保全行動の課題

市民および事業者が日常生活のなかで実践している環境保全行動は、「ごみの分別活動」をはじめとして、「節電活動」など手軽にできる行動の実施率が高く、「日常的な習慣」として定着しつつある様子がうかがえます。

一方で、経済的負担が必要な「太陽光発電など新エネルギー設備の利用」「設備・機器の更新」および「建物の省エネルギー化」といった取組への関心は高くなっていますが、実施率は低い状況にあります。

#### (3) 市民・事業者の市の環境施策に対する意向

今後、「市が重点的に取り組むべき」と考える環境施策として、市民の回答では「まちの緑化の推進」が最も多く、次いで「ごみの不法投棄対策」「ごみの減量・分別やリサイクルの推進」となっており、まちの緑化や環境美化など身近な環境課題への改善要望が高くなっています。

また、事業者の回答では「ごみの不法投棄対策」が最も多く、次いで「まちの緑化の推進」「河川等の水質改善」となっており、市民の意向と同様に、まちの緑化や環境美化など身近な環境課題への改善要望が高くなっています。

(※)【光化学オキシダント】…工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾン（O<sub>3</sub>）などの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質のこと。

## 4. 中間見直しの方向性

「第2次上尾市環境基本計画」の進捗状況を踏まえ、中間見直しの方向性を以下のよう  
に定めました。この方向性に基づき、「第2次上尾市環境基本計画（改訂版）」を策定  
しました。

### （1）低炭素社会の形成に向けた施策・取組の充実

現在、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）が未策定となっていることから、「上尾  
市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含した計画として見直しを行い、包括的  
な省資源・省エネルギー対策の実施を図ります。

また、「上尾市都市計画マスタープラン」等と連動した低炭素型のまちづくりの推進に  
加え、国や県の方針および「第5次上尾市総合計画後期基本計画」の施策内容と連動し  
ながら、地球温暖化適応策に関する取組を明確にします。

### （2）循環型社会の形成に向けた施策・取組の充実

廃棄物の発生抑制を中心とした3Rの推進により、ごみ排出量の減少など一定の成果  
が現れていますが、国の「第三次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、「ごみの発生  
抑制」、「再資源化の促進」に向けた取組の充実を図ります。

### （3）自然共生社会の形成に向けた施策・取組の充実

「第2次上尾市環境基本計画」では、身近な自然の保全以外の具体的な施策・事業が  
挙がっていないなどの課題があるため、「生物多様性地域戦略策定の手引き」に沿って、  
「生物多様性への理解の促進」、「協働による生物の生息・生育環境の保全と再生」、「生  
物多様性の継承」についての施策を明確にします。

### （4）「日常的な習慣」としての環境保全行動の定着・拡大に向けた施策・取組の 充実

環境保全行動の定着・拡大に向けた取組については、環境分野の情報提供および環境  
イベントを中心に展開していますが、市民の参加率が低いことから、引き続きより多く  
の市民の興味を惹きつける活動内容の立案、親子連れが参加しやすい工夫などの改善策  
を講じるなど、さらなる取組の充実や市民活動の活性化を図ります。

子どもから大人まで全ての世代が環境保全に関心を持つとともに、正しい知識と環境  
意識を持って、「日常的な習慣」として環境保全行動を行うための意識啓発、自主的な活  
動の促進を図ります。

### （5）環境指標・活動指標の見直し

着実な施策展開に向けて進行管理をするためには、計画期間内で施策の実現を目指す  
目安となる指標となり、かつ達成状況を検証できるような「環境指標」の設定が不可欠  
です。「第2次上尾市環境基本計画」に掲げられているこれらの指標のうち、取組成果が  
反映されにくい指標については見直しを行い、施策の達成度や進捗状況を把握しやすい  
指標を設定します。



